

コザ高等学校 外部指導者確認事項

1. 部活動における注意事項について

- (1) 活動時間を守り、生徒の下校時間を厳守してください。
- (2) 生徒の健康管理に留意し、事故発生の未然防止に努め事故が起こらないよう細心の注意を払ってください。特に夏場は熱中症が予想され、生徒の生命に関係しますので無理のない練習日程や練習内容に心がけて下さい。
- (3) 屋外や校外での練習は、雷や交通事故など予想もしない事が起こりますので、適正な判断と適切な対応で事故防止に努めて下さい。
- (4) 万が一事故が起こった場合には、生徒が大丈夫と言っても過信せず、顧問と連携し可能な範囲での対応（AEDの使用も含む）と迅速な救急車の手配や保護者・管理者への連絡をお願いします。

2. 学校・保護者との連携について

- (1) 各学校の実態に応じた目的・目標、学校・生徒・保護者の共通理解のもと、顧問と協力して部活動ができるようにして下さい。
- (2) 保護者は、目標に向かって努力をする生徒にとって物心両面で大きな支えとなります。生徒の健康面での情報を共有するとともに、配慮すべき事項を確実に把握し、適切な指導が行われるように留意して下さい。

3. 信用失墜行為の禁止について

- (1) 外部指導者と生徒（部員）の信頼関係が構築されていたとしても、体罰は絶対に許されるものではありません。より高い目標の達成を目指して、厳しい指導になっても、感情の高揚を抑え、冷静に生徒を指導して下さい。
- (2) 外部指導者と生徒や保護者との関係において、指導者から相手に不快と受け取られるような性的な言動や、性差別と受けとめられるような言動は厳に慎まなければなりません。スキンシップと称して、生徒（部員）の身体に触れる行為や熱心な個別指導などが、指導者自身には全くセクハラを意識がなくても、生徒がこれを性的に不快に感じた場合には、セクハラ行為に該当することを忘れてはいけません。
- (3) 指導者としての信用を失墜させる行為（パワハラ、モラハラ、情報漏洩等）は指導者本人のみならず、指導を受けている生徒・保護者・学校関係者に対しての裏切り行為となるものであることを十分認識して下さい。

4. 中学生の勧誘について

- (1) 個人的に生徒に接触することのないようにお願いします。
- (2) 顧問との連携を図り、学校間で学校長を通し、部活動全体に学校説明の一環として場を設定することはできます。その際、あくまでも進路先の選択肢の一つとしての説明程度にとどめて下さい。合否の話は厳禁です。
- (3) 運動用具を買うなどしての勧誘は禁止です。

5. 外部指導者の立場について

- (1) 外部指導者は、沖縄県高等学校体育連盟「外部指導者登録規程」を読まれて下さい。
- (2) 外部指導者は、校長が推薦し教育委員会が認定・派遣する事になります。その際、学校の教育目標や教育方針について十分に理解した上で、部活動の方針も確認してください。また、学校の年間行事予定や部活動年間計画に基づき、顧問との連携・協力関係を保って下さい。
- (3) 外部指導者が、指導継続が困難となり任期中で辞める場合は、外部指導者から校長に 辞退届（任意様式）を提出してください。なお、外部指導者としてあるまじき行為等があった場合は、学校長判断で認定取り消しを行う場合があります。